

## 北海道男女平等参画審議会委員名簿

任期：平成29年8月16日から平成31年8月15日

氏名	住所	所属団体または勤務先	職名等
木村 佳子	札幌市	北海道中学校長会 (札幌市立常磐中学校)	(校長)
桑原 崇	札幌市	北海道経済連合会	労働政策局長
酒井 謙	札幌市	札幌弁護士会 (みなみ大通法律事務所)	弁護士
佐藤 久美	札幌市	公募	
篠原 和美	札幌市	株式会社 アレフ 組織開発室	女性活躍推進担当
高橋 潤	札幌市	公募	
高宮 洋子	札幌市	公募	
竹内 貴信	旭川市	旭川市子育て支援部子育て支援課	課長
根本 弘樹	函館市	函館市市民部市民・男女共同参画課	課長
広瀬 玲子 (平子 玲子)	江別市	北海道情報大学	教授
本間 玲子	中標津町	公募	
松本 淳	士別市	大野土建 株式会社 総務部労務課	課長補佐
水野 幸子	函館市	公募	
山崎 菊乃	札幌市	北海道シェルターネットワーク (特定非営利活動法人女のスペース・おん)	事務局長
山田 悦子	札幌市	日本労働組合総連合会北海道連合会 (アークスグループ労働組合連合 ラルズ労働組合)	女性委員会委員長

## 北海道男女平等参画審議会の公開について

### 会議の公開

- 1 北海道男女平等参画審議会の会議は、公開とする。
- 2 ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の制限その他の必要な制限を課すことができる。

### 資料の公開

- 1 審議会の資料については、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するものとする。

## 北海道男女平等参画審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道男女平等参画審議会の傍聴を希望する方は、原則として会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議中において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、北海道男女平等参画審議会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。  
おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。